

『ガバナンスコードについて』



令和6年7月1日

ガバナンス？ コンプライアンス？

ガバナンス

『統治・支配・管理』

スポーツ少年団の場合、
健全な単位団運営のために必要な
運営体制の構築や内部統制。
コンプライアンスを遵守するための
管理体制の構築・維持。

コンプライアンス

『法令遵守』

スポーツ少年団の場合、
団体活動において、守るべき法律や
ルール、社会規範を遵守すること。

ガバナンスコード①

◇スポーツ団体ガバナンスコード策定の背景

スポーツとは、ただ体を動かすだけではなく、健康の増進やコミュニティの創出、地域の活性化など多面的な価値を有するものである。

しかしながら、昨今はスポーツの競技性(成果)にのみスポットライトが当てられがちであり、スポーツ本来の「楽しみや喜び」が忘れ去られている。

また、地域のスポーツ団体はボランティア精神に支えられた組織運営が多く、コンプライアンス意識や組織運営上の問題が見過ごされている。

特に指導者の質に関する問題は、テレビ等で度々報じられており、スポーツの価値を貶める不祥事(暴力・暴言・ハラスメント等)が後を絶たない。

これらのことから、スポーツを実施する者の安全・安心を確保し、スポーツの価値を守るために「スポーツ団体ガバナンスコード」が令和元年にスポーツ庁により策定された。

ガバナンスコード②

◇中央競技団体(NF)向け

対象:日本バレーボール協会、全日本空手道連盟などの国内を統括するスポーツ団体

高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断された場合は、中央競技団体ではなくてもこちらを適用することができる。

◇一般スポーツ団体(PF)向け

対象:上記以外の団体

茨城県バレーボール協会、茨城県空手道連盟などの県や市町村、地域規模の団体
スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブもこちらの対象となります。

今後の方向性

◇スポーツ指導者の JSP0 公認指導者資格の義務化

令和元年度(2019)に認定員・認定育成員制度が終了しており、令和6年度(2024)より JSP0 公認指導者資格を有していない指導者は、指導者として登録できなくなる。

◇スポーツ団体ガバナンスコードの策定

まずは、すべての単位団に規約等の制定をお願いする。

その後、可能な単位団よりスポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)に係るセルフチェックシートを用い、自己説明・公表を促していく。

では、何をやる必要があるのか？①

～単位団規約等の制定～

◇既に規約等を制定している単位団

現存の単位団規約等の内容が現状の団活動に則しているか確認を行う。

問題がなければそのままよい。

◇規約等がない単位団

「単位スポーツ少年団規約＜参考例＞を基に、作成する。

では、何をやる必要があるのか？②

～自己説明・公表～

◇自己説明

スポーツ庁 HP に掲載されている＜一般スポーツ団体向け＞セルフチェックシートを用いて自己説明を行う。

◇公表

下記のいずれかの方法にて公表する。

- ・作成したセルフチェックシートを単位団 HP 等に掲載し周知する。
- ・作成したセルフチェックシートを総会や会議等で単位団関係者(指導者・役員・保護者等)に配布する。
- ・その他、作成したセルフチェックシートが広く周知できるような方法で公表する。